

令和3年第2回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和3年6月7日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

参考人 山川 洋一 紹介議員 金子 恵

本日の委員会に付した案件

請願1号 我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願

開 会 9時30分

閉 会 10時59分

○委員長（河野龍二委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

本日審査予定の請願1号の審査方法についてお諮りします。本請願については会議規則第93条の規定により、紹介議員の説明を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本請願については紹介議員の説明を求めることに決定しました。

次に、委員会条例第26条の2第3項の規定により請願者を参考人として意見を求めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本請願については参考人の意見を求めることに決定しました。

次に事務局から本日の流れについて説明いたします。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。それでは本日の流れについて御説明します。

紹介議員並びに参考人の方には、既に意見陳述に係る説明をいたしまして、別室に待機をいただいております。このあと休憩を入れて、紹介議員並びに参考人の方に入場、着席いただき、席に着かれましたら休憩を解き、まず紹介議員の説明を行います。続けて、参考人の意見聴取を行います。委員長から参考人を御紹介いただき、委員長の指名により意見陳述をしていただくこととなります。参考人の意見陳述が終わりましたら、紹介議員並びに参考人に対する質疑を行い、質疑が終わりましたら休憩を入れて、紹介議員並びに参考人に退場していただきます。休憩のあと委員会を再開して、請願の審査に入っていただくと、そのような流れで考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

お諮りします。ただいまの説明どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

傍聴人の方にお願ひ申し上げます。傍聴人は議事についての可否の表明、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴をいただきますようお願いいたします。

それでは議事に入ります。令和3年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会

に付託を受けました請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願を議題にいたします。

本請願について、紹介議員の説明を求めます。

金子議員。

○議員（金子恵議員）

皆様おはようございます。連日の委員会審査、お疲れさまです。本日は本委員会においてお許しをいただきましたので、請願の趣旨について説明をさせていただきます。本請願の趣旨は、まずは日本の漁業者の漁業権を守っていただきたい、それが趣旨であり願意であります。現在、日本領海内に中国海警局の公船など、そういった中国軍に所属すると思われる船舶から日本の漁業者が追尾を受けたり、威圧的な行動を受けたり、そういった被害が出ております。これは北方でも同様で、先日も北海道の漁船がロシアに拿捕されるという事件があったばかりです。しかしこのような事案につきまして、日本政府、また水産庁の取り組みは残念ながら日本の漁業者に対しての経済活動の制限を促すものばかりであって、国の立場として漁業者の安全確保や、中国政府など相手国に対する意見などについては報道もされておられません。長崎県は、多くの国境に面した離島を有しております。漁業者の水産活動、経済活動が抑制されることなく、安全と安心の漁業活動が担保されるようお願いしたいということと、漁業は第一次産業ですが、漁業者がおられるからこそ成り立つ業種も少なくありません。これは第三次産業、そして第六次産業に従事する方々、全てに影響が出るものと考えておりますし、実際に本県の漁獲高は目に見えて減少しています。よって、本町にも鮮魚小売店、かまぼこなどの加工業者など関係する方もおられることから、対岸の火事と捉えることなく国へ共に強く求めていただきたい、そういった趣旨の請願でございますので、委員各位の慎重な上の審査において御理解いただきますことを心からお願い申し上げまして、紹介議員からの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、参考人の意見聴取を行います。参考人の御紹介をいたします。本請願の請願者である長与町嬉里郷の山川洋一様が会議に参加していただいております。よろしく願いいたします。それでは参考人の方、着席のままで結構です、指名いたしますので意見陳述をお願いいたします。それでは、参考人の意見陳述を求めます。

山川参考人。

○山川洋一君

私は日本会議長崎西そのぎ支部の事務局長をしております山川洋一と申します。この請願において、我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願を行いました。これは、長崎県は水産県であり、遠洋漁業においても東シナ海を重要な漁場の一つとしていることを痛感することから、この請願を行っております。私は勤務の関係で、長崎県の遠洋漁業の盛んな生月、それから沖合漁業の盛ん

な平島等に勤務しましたが、非常に漁業関係者の方が中国との関係、それから密漁などの問題について非常に苦しんでいらっしゃいました。特に最近の漁獲高の減少において生活が苦しくなり、廃業する方も多くなっているのを危惧しております。そういう観点から、どうしたらこの長崎の漁業がよくなるのかということで考えております。また、この長与町、今、漁業関係者の方は大変少ないんでございますけれども、長与の就業人口を見ますと、ほとんどがベッドタウンが多いように、長崎市あるいは諫早市と、ほかの町への勤務をされている方が多くて、長与町自体の産業というのはあまりありません。したがって長崎県全体が潤わないと、長与町の経済的発展も危うくなるというふうに思っているところです。したがって、水産県長崎でこの漁業が盛んになるということは、長与町自体も生活が潤ってくるというふうに考えております。この問題、特に注意したいのは、最近の中国の海警法を施行したことなどに関して非常に危惧しているところでございます。長崎県の離島でもこうした問題が何回か起こっており、今後もこの海警法等の施行が強くなりますと長崎県の漁業操業地域でも起こる可能性があります。そこで、こういう外国船が海警法に則った中国船等の長崎県における漁業への妨害が起こる可能性が非常に強くなっています。そこで、国内法においてしっかりと漁民の方の安全を守る方策を取っていただきたいと思っております。中国船の違法な漁業、網を壊したり、決まり以上の魚の量を獲ったり、あるいは資源を枯渇させる大量の操業を行っているということが実際に起こっておりますので、そういうことにおいて取り締まり、あるいは中国との交渉、正しい取り締まりと言いますか、規則内での、決まり内での操業を行っていただくように交渉をしていただきたいと思っております。そういう点で、長与町においては漁業の方は少ないんでございますけれども、長崎県全体が潤わないと長与町の経済的豊かさも保証できないという観点を含めて、我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出について請願をいたします。

最後になりますけれども、昨年12月に長崎県議会でも農水経済委員会において、超党派でこの案件について可決されております。どうぞ、こういう観点からは是非意見書を出していただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

ありがとうございました。紹介議員の説明並びに参考人の意見陳述が終わりました。

これから、紹介議員の説明並びに参考人の意見陳述に対して質疑を行います。

どなたからでも結構です、質疑は。

西田委員。

○委員（西田健委員）

西田といいます。よろしく申し上げます。私は個人的にはこの趣旨には賛同しております。私がちょっと確認したいのは、今、冒頭県議会では採択をされたということで言われました。それで、この請願は本町に請願されているんですけども、日本会議長崎が

他市町の動きはどうかというのは把握されているのでしょうか。お伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

金子紹介議員。

○議員（金子恵議員）

西田委員の質問にお答えいたします。県議会の方には幾つか提出はしておりますけれども、市町となるとはっきり申し上げまして、長与町が多分初めてだというふうに思います。長与町は大村湾に面しているので漁業的には関係は無いというふうに捉えられがちですけれども、全体の経済を考えた場合、長与町でも、日本会議長崎西そのぎ支部として請願を提出したいということで今回の提出になりましたので、我が町だけっていうのも考えないといけないところかもしれませんけれども、全体的な日本、長崎県というふうな大きな捉え方で、今回、考えていただければというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

そうすると、本請願は西そのぎ支部としての長与町議会独自での請願のみということになるのでしょうかね。

○委員長（河野龍二委員）

金子紹介議員。

○議員（金子恵議員）

ほかの市議会、町議会の方には日本会議長崎の方から多分打診をされていると思います。長崎だけではなく、他県の県議会は出されているけども、他の市とかはなかなか今のところは出されておりませんが、これからこの請願と同様の願意の動きというのは進めていきたいということでございますので、広がっていくものと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと素朴な質問ですけど、今回出されてるのは事務局長名で出されてますね。何で代表者で出されてないのかなとそれがちょっと私は気になりますね。内容については、私たち自民党もこれはもう完全に中身は大賛成なんですよ。しかしながら、ちょっと議会としての手続きがいろいろあるから、それとなぜ会長名で出されないのかですね。

○委員長（河野龍二委員）

金子紹介議員。

○議員（金子恵議員）

日本会議長崎西そのぎ支部の支部長が、実は私が務めておりますので、そういう関係から私が請願人にはなり得ないだろうというこちら側の考え方と、それと県議会におかれましては、請願の願意を説明する者が請願人となるようになっておりましたので、今回日

本会議長崎長与支部で、支部長以下事務局数名で活動している中で、やはり事務局長がその中心であるということで、私たちの方からお願いをして請願人となっていただいたという理由があります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

分かりました。でね、このEEZの問題は国でも随分話し合いをされていますし、ニュースを見ていると、大変やっぱり私たちも心配していることなんです。ところで、具体的に漁業者が、多分私の記憶では長崎市も以西底引きっていうのは、もう今1組しかない。山田丸というのがある。と言うことはもう、ごく一部の方で、ほぼ長与の方がいらっしゃらない。それであれば、やはり地元で一番問題になる、要は離島とか、それから長崎市辺りからこういう請願が上がってくるというのが私は普通だと思うんです。それと議会の内容につきましては、議会運営の実際っていうのがあるんですけども、この中で外交に関することをなかなかローカルから出すというというのは難しいんだと。非常に被害を受けているということであれば別ですけど。そういう文献もあるんですね。その辺についてはどういうふうに考えてられるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

金子紹介議員。

○議員（金子恵議員）

今日提出させていただいておりますこの請願の文章ですけれども、この請願の趣旨を、日本のみならず長崎県の漁業者の漁業権を守るということが願意でございますが、最初のこの文面の11行目ぐらいまでは、現在の東シナ海などの状況をやはり一応皆様にお伝えをしなければいけないということで、その説明文というふうに捉えていただき、外交問題ではなく、まさに漁業権を守るっていうところに主眼を置いているということで、この請願の文章を受け取っていただければというふうに思います。やはりこの11行がないと、突然12行目からの文章だけでは、状況というのは請願文章の中に現れないと思われましたので、この11行は状況を表す部分、そして12行目以降が請願の大きな趣旨を表しているというふうに読み込んでいただければありがたいです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

次に山川さんにお尋ねしますが、ニュースとかそういう分で私たちはよくこれを聞きますけど、実際に尖閣列島を見に行ったり、そういう活動はされておられるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山川参考人。

○山川洋一君

日頃の活動ということですね。尖閣には行っておりません。ただ与那国島とか石垣島には行ったことがあります。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この尖閣列島については先月かな、総務省が企画するパネル展があつてますよね、当然行かれてると思うんですけど。そこの内容の中で見ますと、1920年、中国の漁船が尖閣列島で遭難して、そしてそれを日本帝国ですね、当時は。日本帝国八重山郡の方々が救出をして、中国領事館から正式に日本帝国に感謝状が来てるんです。ですから当然これは日本の国土と、これは私たちもそういうふうに認識してます。ですから、そういう実際のいろんな活動を今されながら、こういう請願を上げられてるのか。また、これをされるのであればサンフランシスコ条約で出た竹島、こういうのも含めてみんなEEZでの漁業権の確保ということが全部繋がってくるんですね。そういう全体的なものを見ながらお話をされてるのか。こういう話になると当然、竹島とか、それから北方領土もありますよね。これは実際に我々行く機会がないので、国でみんな今対処をして、非常に私たちの自民党も外国部会というのがありますのでね、そういう中でもう十分に今審査をしてるんですよ。ですから、先程に戻りますけど、外交問題について私たちが直接被害を受けてない部分から出すというのは少し厳しいんじゃないかなと、私はそういうふうに思ってるんですよ。ですからその辺についてはどのように思われてますか。

○委員長（河野龍二委員）

山川参考人。

○山川洋一君

先程も少し話したんですけども、長与町の産業構造というのを見てみますと全就業者数が2万192人、最近のデータなんですけど、第一次産業がそのうち3.2%、全国平均は4%です。第二次産業は19.3%、全国では25%です。第3次が77.5%、全国では70%で、特に第三次産業が長与町では非常に多くなっているんですね。それは、ベッドタウンがあるように、ほとんど町外に出掛けている就業者が多いということに関係しているかと思えます。第一次産業、長与町では主に農業ですけどもこれも衰退の方向にあります。そういう点からいけば長与町っていうのは、長崎市とか近郊の産業に非常に影響を受ける町、自治体であるというふうに思うんですね。ですから、長崎県全体の産業が豊かにならないと、この長与も経済的な豊かさっていうのは享受できないと思っております。長崎県は水産県ということですからずっと言われてきて、今も第2位の地位を確保しておりますけれども、非常に厳しくなっているというのが実情で、この水産業の振興を図ることによって長与町全体も経済的に潤うというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

もちろん長与は昼夜間人口が違うように、ほとんど他町に依存型ということでベッドタウンなんですね。ただ、私たちが審査をしなくちゃいけないのは今回、漁業の方をお守りするという請願だと私はそういうふうに思ってるんですよ。漁獲高というのはもちろん日本で2位、そして長崎市よりも今、佐世保がものすごく多いんですよ。だから長崎市と比べて松浦、佐世保の方が水産高はものすごく多いんですよ。長崎が衰退している、と言うのは少し場所が遠くなったから、それと航路などの関係で、漁船がみんな佐世保、松浦の方に行くんですよ。そういう関係で、少し長崎の方が衰退をしてるというのが実際なんですよ。それと私も昔、後援会長が漁業関係だったからね、遠洋底引きの全国の会長の方だったから、この辺についてはよく勉強させていただいてるんですけどね。要は今回の分については、私たちの議会というのは長与町の住民の方が即生活に関係するような、そういう部分を取り上げていくのが私たちの議会だと思ってるんですよ。この願意については大変私も共感してるんです、はっきり言ってね。だから、どういうふうにすればいいかと非常に私も迷ってるというのが現実なんです。これについては、たまたま議長もおられるから、どういう関係の中で、あとで私もお尋ねしたいと思うんだけど、要は受け付けをされるときに、そういうふうに十分にお話をされて願意を請願として出されたのかというね、経緯をもう少しお知らせいただければと思うけど。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

山川参考人。

○山川洋一君

経緯ということでございますけれども、まず長崎県議会で、この議案で可決されたということが非常に強くあります。水産県長崎ということは、先程言いましたように私の勤務地が生月とか平島とか、そういう所に居た関係で漁業については非常に関心が深く、日頃から思っていたところなんですね。長与では少ないけれども、やっぱり同じ長崎県民として、島の人とか、漁業関係者の人の困難というものについて、県民の一人として何とかできないだろうかという思いがありまして、この請願を出そうと思ったわけです。

○委員長（河野龍二委員）

金子紹介議員。

○議員（金子恵議員）

補足をさせていただきます。この請願を提出するに当たって、県議会の方が自民党の2名の県議が紹介議員になられておりましたので、長与町だけを考えるとなじまない請願であるので提出に当たってどのように判断をしたらいいかというのを伺いました。

同じ長崎県民であるというところで、「長与町の皆さんにもこういうふうな願意をお伝えするとともに、共に意見書をという立場で出されてはどうか」と言われましたので、西そのぎ支部で出しましょうということになりました。確かに漁業関係というのは少ないんですけども、今、山川事務局長が申しあげましたように関連する業者が多いので、西そのぎ支部としては地元に着した活動を現在行っているところなので、そこは認められるところだろうというところを出させていただいているという経緯も一つあります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私も請願の審査は初めてなんですが、町民の方から出していただいたもので、しっかり確認をしたいので細くなることと、先程のほかの委員の質問と重なる部分も少しあるかと思うんですが、お伺いいたします。まず先程、同僚委員の方からも日本の全体の漁業権という意味では、ほかの海域、ほかの国も関わるロシアとかも同じように対応すべき相手国と思うんですが、今回、中国のみ指定されているんですが、先程の請願人の御説明では長崎県の漁業に関わるというようなことだったと思うんですが、ただ最初の御説明ですと長与町だけじゃなくて日本の漁業者の漁業権に関することなのだというようなことだったと思うので、そうすると、やはり北朝鮮であったりロシア等に対しても同様の対応を求めるべきというか、求めるものであるべきかなと思うんですが、その辺りもう一度ちょっとお考えを御説明願います。なぜ中国だけなのかということですね。

○委員長（河野龍二委員）

山川参考人。

○山川洋一君

お答えいたします。確かに、近隣としては北朝鮮、それから韓国がございますけれども、日本とそういう国で協定が結ばれております。日中漁業協定、日韓漁業協定等あるわけですが、特に中国の動きを見てみますと、最近の中国の出方というのは非常に強硬な出方をしておるのは、もうニュースで御覧のとおりだと思います。そういう点で長崎において、非常に大型の中国漁船が五島の方に、数年前ですが押し寄せたことがございますけれども、そういう事態が今後、中国の出方が厳しい中で、長崎にもかなり強硬に入ってくる可能性もあります。したがって、事前にそういうことを予測して取り締まりとか交渉とか行っていただきたいと、そういうふうに思っているところです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。中国の今の動きに関しては、海上保安庁の資料等を見ますと、こちらの請願の中にも書かれているような中国船の確認日数等は当然日本政府も既に把握していて、海上保安体制強化に関する指針というのに基づいて、海上警備の強化とい

うのは既に進められていると考えるんですが、改めてこういう請願、意見書を求めるというのは、現在の日本の海上警備の強化が足りないとお考えということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山川参考人。

○山川洋一君

ここに水産庁のホームページから引き出した文章があるんですけども「近年、東シナ海では暫定措置水域等における中国漁船の高い漁獲圧力が水産資源に影響を及ぼしている状況が続いていますが、平成29年10月以降、相互入漁条件に関する協議は、我が国の漁船による入漁の実績がなく、中国漁船の入漁に偏った実態となっている問題への解決に向けた両国の意見の隔たりが大きいことから合意に至っておらず、引き続き協議を行っています」ということで、水産庁も確かに認識して、そういう取り組みをされているわけですけども、その取り組みの際、こういう請願をすることによって後押しができるのではないかと思っているわけです。やはり国民からの請願、そういう声の大きさによって、やはり政府も動き方が変わってくると思いますので、各町からこういう請願が出ると、やはり強く動かざるを得ないと、そういうふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のお話で、政府への後押しが目的の一つということは理解したんですが、それでも請願の採択を行う場合には、基本的には請願の内容の実現に議会が責任を負う面があるんですね。その請願によって具体的に何を国に求めているのか。今後どの時点でそれが実現したのかっていうのをある程度判断できるような内容であるべきかなと私は思うんですが、この意見書案の最後で求めている法整備や適切な措置というのは、もう少し何か具体的にどういうものを求めているのか、もしあればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山川参考人。

○山川洋一君

例えば、先程も話したんですけども、中国の漁船が非常にたくさん魚を獲っている場合があります。それについて、日本の取締船というのは数が少ないということで、あまり正確な取り締まりができないと思ってるんですね。ですから、相手方に対してもしっかり取り締まりをできる体制を整えて欲しいというのが一つ具体例としてはあります。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

同僚委員も私も言ったことなんだけど、今の長崎県の漁獲の中の被害っていうのは逆に私は韓国の方が多いんじゃないかと。この尖閣列島というのは、東シナ海に出ていく、

長崎の方はさっき申し上げたようにもうほとんど行っていない。ですから、この文面だと、それこそ中国というのはもうテレビでも皆さん御存じのとおり覇権主義ですからね、ワクチンでも何でも。そして自分の陸続きは全部自分の国だと言う国ですから。そして、鳥島を日本は「島」と名前を付けてるけど、中国では「岩」と、そういう判断をしてきてるわけですよ。だから考え方も全く違う。それと国際状況を見ても、香港にしてももうみんな人民も制圧してしまってる、そういう国ですからね。そこに対する私たちのやっぱり願意というの、持っていてもなかなか難しい部分があるんですね。ですから現実的に国際問題、外交問題についてはやはり国が解決をするというのが基本なんです。それを後押しされたいという気持ちはよく分かる。そしたら長崎県がもう採択してるわけだから、県民を代表としてそこから意見書が上がるわけですから、私はそれで良いんじゃないかなと思うんですよ。今さっき同僚委員も言ったように、日本政府は対応は今一生懸命やってるんですよ、やるだけはやってる。しかし憲法上の問題とかいろんな問題で、そこより先に進めないという基本的な問題があるんですよ。ワクチンにしてもしかり。これを兵器として認めるということになれば、日本国はこれを研究できないということでワクチンも日本は遅れてる。そういういろんな国際的な、外交的な利権であり問題が起こってる。だからこれはやっぱり長崎県が、私たちの町は悪いけど実質被害を受けておりませんので、長崎県、そして離島辺りから出てくるということが自然じゃないかなと私は思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○委員長（河野龍二委員）

山川参考人。

○山川洋一君

漁業関係者が少ない長与からってということが一つ、それから中国よりも韓国ということでは言われましたけれども、私が調べた範囲では、日中漁業協定の中で暫定漁業水域っていうのがあるんですね。相互乗り入れとか、相互入漁ということではしているんですけど、日本のEEZと中国のEEZとあって、中国船が日本の中に入って獲る漁獲高、それから日本の船が中国の領海内に入って獲る漁獲高ともものすごい差がある、ほとんど日本の場合は無いんですね。特に中国船が長崎のEEZの中に入って漁獲量はかなりのものがあるというふうに聞いています。それに漁具、漁の網とかを切られるとか、そういう被害もあるというふうに聞いておるところなんですね。そういう点から、やはり中国における被害っていうのはかなり出ているように思っております。それと長与町で、こういう所でも請願が出るということであれば、各町村でも請願が出るようになるんじゃないかなと、そういうことも期待しているところです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私からも2点お伺いしたいと思います。1つは、今回の請願の趣旨といたしますか、表題でもそうですが、排他性的水域の安全な漁業活動を求めるということで限定されていますけども、先程から趣旨説明をお聞きしますと日本全体の漁獲量、で、長崎県の漁獲量を引き上げていって、第一次産業である漁業を活性化させていくのが大きな目的かなというふうな感じで受け止めております。そういう意味では、確かに今中国のこうした行為というのは非常に憤りを感じるんですけども、漁業権益を守るだけで漁獲量が上がるのかというふうなところがちょっと疑問に感じております。今の漁獲量が減っていったというのは環境問題も含めて、そういうふうな問題を捉えるべきではないかなと思いますので、その点、今回そういう漁獲量を上げたい、第一次産業を盛り上げたいというふうな思いからすると、そういう点がなぜ請願趣旨の中に盛り込まれなかったのかなというのをちょっと感じるんですけども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

山川参考人。

○山川洋一君

漁獲高は、おっしゃるとおり漁業権だけではなくて、資源の問題、温暖化の問題、それからEEZが設定された問題、EEZが設定される前は非常に日本は自由に操業できたけれども、EEZが設定されて、それが一番大きな原因で漁獲高が減ってきてるんですね。ただ、ここに書かなかったのはなぜかということなんですけれども、この問題で調べる中で、そういう問題があるということが分かってきました。だけど、全く漁業権と関係ないということはないのでありまして、なぜかと言うと、非常に中国の漁船が違法操業をしている。そうしますと資源が枯渇してくるという問題が起こってきています。そういう点では、やはり漁業権をしっかりしておくことによって資源の確保もできてくるというふうに思います。以上です。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう1点お伺いしたいと思います。仮に本委員会でこの請願が採択されるとなると、長与町議会は意見書を提出する形になります。意見書案が添えられていますけども、これはあくまでも請願人及び紹介議員から出された意見書の案でありますので、その中に請願人の願意が含まれていれば、この意見書案が仮に大きく変更されても問題ないのか。その辺を確認させていただきたいというふうに思います。

○委員（八木亮三委員）

山川参考人。

○山川洋一君

大きくは困るんですけれども、長与町議会として出して、皆さんの合意があったものであれば、変更していただいても結構かと存じます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の河野委員の発言なんですけど、議案として意見書案も併せて出されているわけですよ。だから私は、ここの修正案というのは認められないんじゃないのかなと思って。これも含めたところでの採決になるんじゃないのかなということで、先日、請願の取り扱いを読んで、そういうふう感じておったんですけども。請願だけ出されて案が添えられてなければ、その後ここで協議して決めていってというようなこともできるのかなと思ったんですけど。その案も併せて提案がされておりますので、それも含めたところでの採決になるのかなというふうに理解をしとったんですけど、違うんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

委員会を再開いたします。

浦川委員から先程の質疑の中でちょっと指摘を受けたもので、私は基本的に、請願は意見書提出を求める請願という形で受け止めて、確かに案が添えられていますけども、この委員会が採択する、議会が採択すると、あとは議会の責任を負うところになるというふうに判断しておりますので、あくまでも案というふうな形で捉えて、請願の意見書の中身は、まあ、そのまま変わらず意見書として提出する場合がありますけども、当然変更もあってしかるべきだなと、あってもよいものだというふうな判断から先程質疑をさせていただきました。一応そういう答弁をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

山川参考人並びに紹介議員におかれましては、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただき誠にありがとうございました。

以上で、請願1号に係る紹介議員の説明並びに参考人の意見聴取を終わります。
場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時31分～10時44分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

これから討論を行います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

討論に入ります前に、今のこの請願については、願意はよく私も理解できるんですね。しかしながら、まだ少し研究する余地があると思うんですよ。他町とかほかの行政体を見るとか。それと文章にしても日本の経済ということであれば、やはり尖閣だけじゃなくて竹島問題とか北方領土とか、そういう大局的に大きく見ないといけない部分も出てくると思うんですね。ですから、よかったらもう少し研究をさせていただくということで、継続でしていただいたらいかかなと私は思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

委員会を再開いたします。

先程、竹中委員より議事運営で、本請願を継続審査にしてはどうかという提案がされております。継続審査に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。

よって、請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願は継続審査となりました。

本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(閉会 10時59分)